

令和8年度国民年金システム標準化研究会ワーキングチーム  
(第1回) 議事概要

日時：令和8年9月15日(火) 10:00～11:50

場所：オンライン開催

事務局設置会場：株式会社パソナ 16階 研修室D (東京都港区南青山3-1-30)

出席者(敬称略)

【構成員】

|           |                              |
|-----------|------------------------------|
| 中川 健治(座長) | 株式会社E C O経営企画室 代表取締役         |
| 林 友美      | 神戸市 福祉局 保険年金事務センター センター長     |
| 門馬 広剛     | 江戸川区 健康部医療保険年金課 係長           |
| 小澤 嘉誉     | 横須賀市 民生局地域支援部窓口サービス課国民年金係 係長 |
| 鈴木 基広     | 豊川市 福祉部保険年金課 係長              |
| 古川 弘幸     | 筑紫野市 国保年金課 主査                |
|           | (井上 英明 国保年金課 医療年金担当 係長の代理出席) |

【オブザーバー】

|        |                                     |
|--------|-------------------------------------|
| 津田 直彦  | デジタル庁 統括官付参事官付 参事官補佐                |
| 池端 桃子  | デジタル庁 地方業務標準化エキスパート                 |
| 門田 大悟  | デジタル庁 統括官付参事官付 主査                   |
| 細川 敬太  | 総務省 自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐        |
| 加藤 秀和  | 総務省 自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐        |
| 安藤 吾朗  | 日本年金機構 事業企画部 事業企画グループ長              |
| 山田 哲康  | 日本年金機構 国民年金部 国民年金管理グループ長            |
| 帳山 昌一  | 日本年金機構 年金給付部 給付企画第1グループ長            |
| 前田 賢一郎 | 日本年金機構 システム企画部 システム企画第1グループ長        |
| 飯野 一浩  | 厚生労働省 大臣官房情報政策総括担当参事官室 室長補佐         |
| 島添 悟亨  | 厚生労働省 大臣官房情報政策総括担当参事官室 室長補佐         |
| 佐々木 光弘 | 厚生労働省 大臣官房情報政策総括担当参事官室<br>情報システム専門官 |
| 松浦 洋平  | 厚生労働省 年金局事業管理課 課長補佐                 |
| 八巻 純一  | 厚生労働省 年金局事業管理課 国民年金適用収納専門官          |

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
  - (1) 構成員ヒアリングの実施報告
  - (2) 標準仕様書改定に向けた討議
  - (3) 今後のスケジュール及び予定

### 3. 閉会

#### 【意見交換(概要)】

##### 1. 開会

- 本日はワーキングチームであるため進行は事務局が務める。また、本日は研究会構成員のうち自治体の皆様に加えオブザーバーが出席対象となっている。出席者の詳細は「令和8年度国民年金システム標準化研究会ワーキングチーム（第1回）「議事次第」の別紙1をご参照いただきたい。なお、構成員の立石様においては本日出席が確認できていないが、このまま議事を進めることとする。（事務局）
- 事前配布資料として、議事次第、資料1、資料2、資料3を配布している。会議中は事務局にて資料を投影しながら説明を実施するが、お手元の資料も合わせてご確認ください。（事務局）

##### 2. 議事

###### （1）構成員ヒアリングの実施報告

- 報告の趣旨についてご説明する。  
今年度の取組み事項としてNo. 4、5、6、7について構成員の皆様にはヒアリングを実施した。そのうち本日はNo. 4、5、6についてのヒアリング結果をご報告させていただく。本日はそれを踏まえて事務局がどのように進めていくかの取り組みについてご説明し、最終的には今年度の年度末に向けてどのような対応を行っていくかについては次回のワーキングチームでご議論していただきたいと考えている。（事務局）
- 構成員ヒアリング結果についてご報告する。  
No. 4 移行前後の機能差異に関する事項についてご報告する。  
令和7年度末の移行期限を過ぎ、多くの自治体で標準準拠システムへの移行が進む中、現在は移行前後の実態を比較検証し、標準仕様書の精度向上を検討するフェーズである。事前ヒアリングでは、第3号被保険者情報の確認手順増加や、住民記録システムからの連携情報簡素化に伴い変更理由が職権消除等に集約されたことで、調査時間が増加しているといった切実な課題が寄せられていた。これらを踏まえ、システム移行に伴うデータ、プロセス、業務量への影響について構成員へヒアリングを実施した。データへの影響としては、多くの自治体で特になしまたはテスト段階のため現時点で不明との回答であったが、一部でバッチ機能不足による手作業増加を懸念する声があった。業務プロセスおよび業務量への影響としては、連携情報の簡素化により年金側だけで住基異動理由が確認できず市民課への確認作業が発生している点や、画面遷移の増加により処理時間が1割から2割程度増加している点などが報告された。こうした確認作業等の負担増加を踏まえ、標準仕様書の改定による業務効率化に向けた議論を進めたい。（事務局）
- No. 5 市町村からの照会事項の分析結果に基づく検討についてご報告する。  
一部の自治体から、標準準拠システムへの移行後、国内転入者の基礎年金番号が住民記録システムから連携されず紙の連絡票を手入力する手間が増加しているとの課題が報告されていた一方で、導入ベンダーにより問題なく連携されている事例も確認され、状況に差異が生じていたため実態調査を実施した。ヒアリングを行った5つの市区町村のうち、2つの市区町村が影響あり、3つの市区町村が影響なしと回答し評価が二分された。影響ありと回答した市区町村からは、データ連携がされないため都度可搬型窓口装置を利用して資格確認を行わ

ざるを得ない状況や、住民記録システムと国民年金システム間での相互情報連携に支障が出ているとの課題が挙げられた。一方、影響なしと回答した自治体からは、住民記録システム上の年金情報を参照しない運用を行っているため業務上の支障は顕在化していないとの意見があった。このように運用や導入システムにより実態に差があることが明らかになったため、標準仕様書としてどの範囲まで改定や標準化を行うべきかの判断材料として整理を進めたい。

(事務局)

- No. 6 過去の意見照会において令和8年度以降検討とした事項の第3号被保険者の資格照会に関する機能の見直しについてご報告する。

第3号被保険者に係る事務は市区町村の法定受託事務ではないため、当該照会機能は標準仕様書上実装不可機能として整理されていた。しかし現場では、3号から1号への種別変更届出時にシステム上で3号情報が確認できず、都度可搬型窓口装置の確認やハードコピー印字の手間が生じている。このため標準オプション機能への変更要望が挙げられていることから、実務への影響についてヒアリングを実施した。その結果、種別変更時にシステム上で直接入力できないため、資格取得等として入力処理したうえで機構への進達時に種別変更へデータ変換する運用回避策をとる自治体が複数確認された。また、可搬型窓口装置での確認頻度の増加や、資格取得入力により取得事由を確認しないと種別変更の判別ができない点、入力履歴が残らず受付や電話相談業務に支障が生じる点などの課題が挙げられた。一方ベンダーからは、種別変更の届出にシステム対応済みであるとの回答や、現時点で課題は発生していないとの回答もあった。これらを踏まえ、標準仕様書の改定による対応が有効か検討を進めたい。

(事務局)

- No. 6 過去の意見照会において令和8年度以降検討とした事項の所得情報提供関連機能の実装区分見直しについてご報告する。

日本年金機構が情報連携を活用し免除判定等に必要な所得情報を直接取得する運用へ移行したことで、電子媒体による情報連携が原則不要となった。これに伴い、電子媒体作成を前提とした機能群を実装不可として削除し保守負荷軽減を図る方針について自治体およびベンダーへヒアリングを実施した。自治体へのヒアリングでは、4つの市区町村から影響なしとの回答があった一方で、機能削除による業務影響を懸念する意見も挙げられた。具体的な課題として、機構側で所得情報が取得できなかったケースにおいて紙ベースの照会および回答が発生し手作業での作成負担が増加している実態が報告され、従来通りの電子媒体出力機能や代替手段を求める声のほか、公用照会回答事務の継続や年金生活者支援給付金用データ作成への波及を懸念する声があった。一方ベンダーからは、機能を使用不可とする対応が必要であるとの回答と、実装不可としても問題ないとの回答の双方が出された。(事務局)

- No. 6 過去の意見照会において令和8年度以降検討とした事項の管理項目における処理結果受理年月日の取り扱いについてご報告する。

過去の意見照会にて、産前産後免除、育児免除、付加加入においてのみ処理結果受理年月日という管理項目が定義されているが、他の申請免除や学生納付特例には存在せず実務上も使用していないため削除を検討してほしいとの意見があった。事務局で調査したところ、当該項目は国民年金市町村事務処理基準第25条第2項に定められた処理結果一覧表送付時の受付処理簿への受付年月日記入規定をシステム上で管理するために設けられた経緯があるが、一般の保険料申請免除等では定義されておらず機能間で不整合が生じていたため実態ヒアリングを実施した。ヒアリングの結果、対象の免除事務に関してすべての市区町村でシステム上の当該項目を活用していないことが確認された。具体的には、3つの市区町村が項目を利用し

ていないまたは実装されていないと回答し、うち2つの市区町村で紙や表計算ソフトによる手作業で管理していた。また標準準拠システムへの移行が完了していない市区町村でも作成年月日等から実質判断し、項目自体は管理していなかった。一般の申請免除等の受領日についても、紙や表計算ソフト、別システム項目での管理または管理なしという実態であった。これらを踏まえ、システム上の管理項目として一律厳密な入力を求める必要性は低いと判断し、厳密な管理は求めない前提でオプション機能に据え置くか削除するかについて検討を進めたい。(事務局)

- No. 6 過去の意見照会において令和8年度以降検討とした事項の国民年金保険料免除申請書等の左上欄におけるシステム印字化についてご報告する。

免除申請書等の左上欄にある郵便番号や住所等の記入欄は、本人の意思確認の観点からシステム印字を行わない仕様とされていた。しかし自治体現場から、外国籍住民や複数枚申請する者の負担が大きいことや、書かない窓口推進の観点から自動印字を求める要望があったため、手書き対応による課題や改修負担について自治体およびベンダーへヒアリングを実施した。自治体からの回答では、5つの市区町村のうち1つの市区町村が問題あり、3つの市区町村が問題なしと回答した。問題なしとした自治体においても、外国籍住民の対応時間短縮や海外転入から免除申請までの一括処理による適用率向上を期待する声、手書きによる誤記懸念など、印字化を支持する意見が多く寄せられた。一方ベンダーへのヒアリングでは、2社から現行の仕組みや設定で対応可能と回答があった一方で、3社から帳票レイアウト修正や文字数超過および外字対応等で負担が発生するとの指摘があり、1社からは入力画面機能のサポートが必要との意見が出されるなど実装上の負担感にばらつきが見られた。これらを考慮し、標準仕様書として印字出力の範囲や実装準備期間の整理を進めたい。(事務局)

- ヒアリング結果を踏まえた今後の検討方針（事務局案）について資料1のP12にてご説明する。

ヒアリング結果を踏まえ、次回会議に向けた今後の進め方および確認事項を整理した。第1に、住民記録システムからの連携情報簡素化等に伴う影響について、実態を踏まえ連携すべき項目に関係省庁との調整を検討するため、自治体へ実務上必要な連携項目の精査を求める。第2に、3号から1号への種別変更に関するシステム対応について、3号記録照会機能をオプション機能として追加する方向で検討するため、ベンダーへ開発期間や作業難易度の確認を求める。第3に、所得情報提供関連機能の実装区分見直しについて、当該機能群を実装不可として削除する方向で検討するため、ベンダーへ改修期間を踏まえた適合基準日の意見を伺う。第4に、管理項目「処理結果受理年月日」の取り扱いについて、厳密な管理は求めない方針とした上で、既存オプション機能への据え置きか削除かのいずれが適切か意見を伺う。第5に、免除申請書等のシステム印字化について、氏名以外の自動印字化を検討し適合基準日は十分な猶予を設定する想定とし、ベンダーへ要する期間や負荷の確認をお願い申し上げる。(事務局)

- 今年度の取組み事項である No. 4、5、6 のヒアリング結果とヒアリング結果を踏まえた方針についてご説明した。この後自治体の皆様よりヒアリング結果についてと次回のワーキングチームの進め方についてご意見を伺いたい。まずは No. 4、5 住民記録システムからの連携情報の簡素化に伴う影響・住基施行令第5条に定める年金情報の連携についてお願いしたい。(事務局)

- 国民年金システム自体は未移行であるものの、住民記録システムが令和7年5月に先行して標準準拠システムへ移行した。これにより、従来連携されていた情報が連携されなくなった

り、外国人住民をはじめとする職権消除の理由が確認できなくなったりする課題が発生している。職権消除の理由により国民年金の資格喪失日が異なる場合があり実務上の支障が生じているため、国民年金事務に必要な情報で住民記録システム側に存在するものであれば、総務省および厚生労働省の間で調整のうえ連携項目に追加していただきたい。(構成員)

○特に追加の意見はない。(構成員)

○令和7年5月に住民記録システムおよび国民年金システムを同時に標準準拠システムへ移行済みである。同様に国民年金システム側で職権消除等の理由を把握することが困難な事態は生じているが、住民記録システムと国民年金システムを同一ベンダーで運用しているため、同一端末・同一アプリケーション内でパスワード入力等を経ずに両システムを切り替えてスムーズに確認できている。そのため、他自治体に比べて確認作業の負担は少なく、多大な手間や増員が必要な認識ではない。ただし、住民記録システムと国民年金システムとで登録情報が一致していない項目が存在する。その場合には国民年金システムで確認している。(構成員)

○特に追加の意見はない。(構成員)

○今年度からテスト運用を行っている段階であるが、実際に本稼働すると、自治体間や関係課との問合せの負荷は増えてくると想定している。(構成員)

○各自治体からの発言を踏まえると、実務上の影響や業務負担の程度に差はあるものの、従来は把握可能であった情報が確認困難となっている実態が確認できた。構成員の皆様に関連を希望する項目を精査いただき、関係省庁との調整を進めるという対応方針については概ね賛同が得られたものと認識しているため、本方針にて対応を進めていきたい。(事務局)

○特に追加の意見はない。(構成員)

○No. 6の1項目、3号から1号への種別変更に関するシステム対応化についてご意見を伺いたい。(事務局)

○新システムにおいて3号から1号、あるいは1号から3号への種別変更手続を行う機能がなく、資格取得や喪失の操作で対応せざるを得ない状況である。これにより、他自治体の現行運用において、窓口受付や電話対応での支障、データ送受信上の影響などの問題が生じている事例があれば伺いたい。(構成員)

○約20年前の地方分権に伴う事務変更の際、第3号被保険者を2号と同様の扱いとし、市で管理する対象から外す仕組みへ変更した。そのため、3号から1号へ変更する際も資格の取得・喪失処理を行っており、実務上の支障は特に生じていない。ただし、日本年金機構への報告時は機構指定の仕様に合わせる必要があるため、種別変更コードへデータ変換して報告を行っている。(構成員)

○システム上で種別変更の直接入力ができないため、資格取得として入力処理を行っている。(構成員)

○平成14年以降、3号被保険者の記録はシステム管理しておらず、市の管理項目に含めない運用としている。受付窓口においては3号から1号への手続メニューが整備されているため、それを利用して処理を行っており、特段の支障や問題は生じていない。(構成員)

○種別変更の処理は継続して処理を行うことができているが、一時的に機能利用ができなくなった際は、事務センターへ確認のうえ「取得」の種別を選択し、備考欄に「種別変更」である旨を表示して報告する運用で問題ない旨を確認したため、特段の支障は生じていない。(構成員)

○自治体ごとに運用の違いや固有の事情はあるものの、それぞれの現状や配慮すべき点について確認できた。本件については自治体の状況に配慮しつつ、最終的には開発ベンダーからの

意見も聴取したうえで対応を検討してまいりたい。(事務局)

- No. 6 の 2 項目、所得情報提供関連機能の実装区分見直しについてご意見を伺いたい。当該機能群を削除（実装不可）とする事務局案について構成員の皆様より特に異議や追加の意見は出されなかったため、事務局案の通り進めることとする。(事務局)
- No. 6 の 3 項目、管理項目「処理結果受理年月日」の取り扱いについてご意見を伺いたい。システム上での厳密な管理は求めないこととし、オプション機能に据え置くか削除するかのおいづれとするかについて構成員の皆様より特に異議や追加の意見は出されなかったため、事務局案の通り進めることとする。(事務局)
- No. 6 の 4 項目、免除申請書等の左上欄のシステム印字化検討についてご意見を伺いたい。(事務局)
- 氏名欄については、申請にあたりご本人の署名や記入を求めている経緯もあるため自動印字までは不要と考えるが、住所や郵便番号等については住民票の情報をもとに自動印字ができる仕様にさせていただく方が望ましい。(構成員)
- 事務局案の氏名以外を自動印字化する方針に賛成である。(構成員)
- 現行はご本人の手書きで受け付けているが、氏名以外の項目が自動印字されれば市民の負担軽減につながる。特に近年増加している外国籍の方の受付では、海外転入から免除申請までを一括処理する際、狭い記入欄にローマ字で住所等を書く負担が大きいと、自動印字ができれば時間短縮やスムーズな対応が可能になると考える。(構成員)
- 現行システムにおいて氏名以外の住所等の印字機能が実装されており、これを運用しているため事務局案に賛成である。(構成員)
- 現行通りご本人に記入していただいておりますが、印字の必要性は感じていないが、事務局案の印字機能自体を設けることについて反対するものではない。(構成員)
- 現行の利用状況やニーズに差はあるものの、氏名以外の住所等を印字できるように検討していくという事務局案について、構成員の皆様より概ねご賛同が得られたため、本方針にて検討を進めることとする。(事務局)
- No. 6 の 2 項目、所得情報提供関連機能の実装区分見直しについて、日本年金機構において情報連携により直接所得情報が取得可能となったことで、電子媒体による従来の運用は行われていない認識である。一方で、機構側で所得が把握できなかった対象者について、毎年秋頃の 9 月から 10 月にかけて継続免除対象者等の所得照会が紙ベースで昨年度実績約 1,300 件と大量に届き、手作業で回答を作成する現場の事務負担が非常に大きい状況が生じている。既存機能を残すこと自体を強く希望するわけではないが、依頼および回答をデータで連携できるツールの提供等を別途検討いただきたい。(構成員)
- 当該機能群を削除して実装不可とする検討方針自体には理解が得られたものと認識している。ご指摘のあった紙ベースの所得照会および回答に伴う事務負担の課題については、大規模自治体等で共通する運用課題と考えられるため、別途検討すべき項目として取り上げが可能かを含め、事務局にて整理する。また、本日の討議をもって、資料 1 に掲げた構成員ヒアリングにおける個別の確認項目については一通り議論が完了したものと認識している。(事務局)
- No. 4 および No. 5 の課題について、自治体構成員においては特段の支障がない、あるいは影響がないとの回答であったが、実際には連携項目を増やす方向性で整理が進んでいると認識している。自治体側としては問題ないとの整理であっても、開発を担当するベンダー側の実装負荷やスケジュールへの影響についてはあらかじめ確認しておく必要があるのではない

か。また2点目として、No. 6の3項目目について、資料の今後の進め方では自治体に関しても問題ないとの認識から「どちらが良いか検討する」との記載になっている。しかし、実質的な管理実態がないことや構成員からの意見を踏まえると、据え置きではなく削除する方向で検討を進めるという整理でよいか確認したい。他の項目についてはある程度意見を聴取した上で方向性を整理しているが、一応削除する方向で検討を進めるのか、それとも存続する方向で検討を進めるのか、その方向性を確認したい。（構成員）

- 今回の会議ではヒアリング結果を踏まえた今後の進め方および確認事項の案を提示した段階であり、ベンダー側の開発負荷等も含め、改めて各構成員へ意見の確認を行ってまいりたい。No. 4およびNo. 5の検討項目についてはご指摘の通りであると考えているため、ベンダー側の開発負荷や影響についてもあらかじめ確認を進めてまいりたい。（事務局）
- 他の項目についてはある程度意見を聴取した上で方向性を整理しているが、管理項目「処理結果受理年月日」の取り扱いについて、どちらが良いか検討するとしている点に関し、一応削除する方向で検討を進めるのか、それとも存続する方向で検討を進めるのか、その方向性を確認したい。（構成員）
- システム上の管理実態がない点についてはご認識の通りであるが、事務処理基準上の規定や実務運用との整合を整理した上で最終的な結論に持っていきたいと考えており、今回の合意としては削除を含めた整理および検討を進めることとさせていただきたい。（事務局）
- 承知した。（構成員）
- それでは議事「（1）構成員ヒアリングの実施報告」を終了し、「（2）標準仕様書改定に向けた討議」に移行する。（事務局）

## （2）標準仕様書改定に向けた討議

- 標準仕様書改定等に向けた討議について、資料2に基づき説明する。  
本日は、改定対象として挙げているNo. 1 老齢基礎年金への子に係る加算の創設、No. 2 「被保険者・受給者情報」機能の拡充（年金相談）、No. 3 標準化の「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の確認方法に加え、税制改正に関連する議題として追加されたNo. 8 国民年金保険料の免除等制度におけるひとり親控除額の引き上げについてもあわせて討議を行いたい。（事務局）
- No. 1 老齢基礎年金への子に係る加算の創設に伴う制度改正の背景および対応事項について説明する。  
社会経済の変化やライフスタイルの多様化を踏まえた年金制度の機能強化を図る法改正が行われ、年金を受給しながら子を育てる方への支援強化を目的として、これまで障害基礎年金および遺族基礎年金に設けられていた子の加算が老齢基礎年金においても新たに創設されることとなった。施行日は令和10年4月1日であり、支給額は子1人につき令和6年度価格で年額281,700円、満額支給の要件は保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が25年となる300月を満たすこととし、これに満たない場合は月数に応じて調整される見込みである。本制度改正に伴い、市区町村の国民年金システムにおいても、裁定請求情報において老齢基礎年金の子に係る加算対象者の情報を新たに登録および管理する機能を実装必須機能として追加する方針とする。（事務局）
- 対応方針を標準仕様書の機能要件に落とし込む改定案について説明する。  
機能ID:0260485において遺族基礎年金等の加算対象者管理機能はすでに整備されているが、今回の改定では既存機能を直接書き換えるのではなく新たな機能IDを新規採番して追加する

構成案としている。追加する要件内容は、裁定請求情報のうち老齢基礎年金または障害基礎年金の子に係る加算対象者の登録、追加、修正、削除、照会ができることと定める。ここで障害基礎年金が含まれている背景として、現行制度に存在するものの標準仕様システム上の管理項目として明示的に整備が行き届いていなかったため、今回の老齢基礎年金への法改正対応と併せて要件の明確化を図るものである。本機能は法定受託事務として不可欠な機能となるため実装区分は実装必須機能とし、適合基準日は法律の施行日と同じ令和 10 年 4 月 1 日と設定している。ベンダーへは実装必須としての開発計画への組み込みを、自治体へは令和 10 年度からの新たな運用を見据えた確認をお願い申し上げる。(事務局)

- No. 8 国民年金保険料の免除等制度におけるひとり親控除額の引き上げに関する対応方針について説明する。

令和 9 年 1 月末の標準仕様書改定に向けた新規検討テーマとなる。令和 8 年度の税制改正により所得税法等に規定されるひとり親控除額が引き上げられることとなった。国民年金保険料の免除や 20 歳前障害基礎年金の支給停止等の審査においては、受給権者や被保険者の前年所得を算定する際、税法上の控除額をベースに計算を行っている。そのため税制側の引き上げに連動し、年金制度においても前年所得の算定時に考慮するひとり親控除額が現行の 35 万円から 38 万円へ引き上げられる予定である。本変更は、国民年金保険料の免除および納付猶予制度における保険料免除の判定、20 歳前障害基礎年金の支給停止における所得制限の判定、老齢福祉年金の支給停止における経過措置対象者の所得制限判定、特別障害給付金の支給制限、障害および遺族年金生活者支援給付金の支給制限の 5 つの制度に直接影響する。施行期日については、所得税のひとり親控除額の引き上げが令和 9 年分の所得から適用され、年金の審査では前年所得を用いることとなるため、前年所得を審査に用いることとなる令和 10 年 4 月 1 日からの施行を予定している。(事務局)

- 今回の控除額引き上げによって影響を受ける可能性のある機能要件について説明する。

対象となるのは老齢福祉年金、特別障害給付金、年金生活者支援給付金、保険料の免除および納付猶予に関する機能であり、具体的には機能 ID:0260043、0260045、0260082、0260208 において障害および扶養関係の控除額を管理および判定する要件が定義されている。今回の制度改正に対し該当機能の機能要件や実装区分の変更は不要と考えているが、これらの機能要件における要件の考え方・理由欄にて計算式や係数はユーザ管理しないと規定されている点がポイントとなる。したがって制度改正に伴い、令和 10 年 4 月 1 日以降の審査処理においてシステム内部で参照するひとり親控除額のパラメータを 35 万円から 38 万円に切り替えるシステム改修が必要になるものと考えられる。また機能 ID:0260208 は実装必須機能であるため適合基準日を修正する必要がある、新たな適合基準日は施行期日である令和 10 年 4 月 1 日を予定している。なお 20 歳前障害基礎年金の支給停止に関して 20 歳前の障害基礎年金受給者の情報を管理する機能が標準仕様上に明確に存在していないため、これによる影響や機能の必要性についても併せて確認が必要な論点となる。本日の討議ではユーザ管理対象外と規定されているパラメータ変更に伴うシステムへの影響度や標準仕様書としての記載修正方法について意見を伺いたい。(事務局)

- No. 2 「被保険者・受給者情報」機能の拡充（年金相談）の被保険者・受給者情報管理機能の拡充、特に障害基礎年金の相談記録の管理について説明する。

背景および昨年度からの経緯として、自治体から、障害基礎年金の窓口相談において厚生労働省が提供する障害基礎年金相談シートに沿って聞き取りを行っているが、標準準拠システムへの移行後は単なるメモ機能しかなく複雑な相談内容の管理が困難になるため機能追加を

求める強い要望が出されていた。これを受け昨年度実施した自治体へのヒアリングでは、回答があった5つの市区町村のうち2つの市区町村が既にシステム上で相談事跡を管理しており、システム外で管理している3つの市区町村についても標準オプション機能として追加されれば利用したいとの意向が示された。システム外管理を継続している理由は既存データからの移行作業が困難であるという物理的ハードルであり、システム管理自体のニーズは高いことが確認されている。なお市区町村業務支援ツールのうち障害基礎年金相談シート以外の相談シートを活用している市区町村はなかったため、本検討の対象は障害基礎年金に特化して進めることとする。本日の討議では、自治体構成員に対して厚生労働省の相談シートをベースとした管理項目案が実際の窓口業務に照らして過不足がないかという実用面の確認を依頼する。またベンダー構成員に対しては本管理項目を標準オプション機能として追加した場合の開発規模や既存アーキテクチャへの影響度という技術およびコスト面での確認を依頼する予定である。(事務局)

- 被保険者・受給者情報管理機能の中に障害基礎年金の相談内容に特化した標準オプション機能を新規追加する改定案について説明する。

現行の標準仕様書では汎用的な住民相談管理機能である機能 ID:0260030 およびメモ情報管理機能である機能 ID:0260031 が定義されているが、これらとは別に障害基礎年金の相談内容に関する情報を登録、修正、削除、照会できる専用機能を新規採番し、標準オプション機能として追加する。管理項目として厚生労働省の窓口相談対応票（本人情報）および相談記録に記載されている傷病名、発症日、初診日、医療機関情報等を網羅的に設定する。なお特定の項目による集計機能については、システムの複雑化や運用の負荷、経費増加の懸念があり、相談シート項目の管理で十分カバー可能と判断したため本改定案では定めない想定としている。本日の討議では自治体に対して管理項目の過不足についてご確認いただきたい。ベンダーに対しては多数の項目を持つ新規画面等を標準オプションとして開発および実装する際の影響度や開発工数感についての意見を伺う予定である。(事務局)

- No. 3 標準化の「16 歳以上 19 歳未満の扶養親族数」の確認方法について説明する。

標準化後の 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族数の確認方法について説明する。国民年金の免除試算において本数値は不可欠な情報であるが、従来は多くの自治体が個人住民税システム側でカスタム項目として保持し国民年金システムへ連携する運用を行ってきた。しかし税務システムの標準化に伴い独自項目が廃止される予定となったため、自治体から年金の免除試算に大きな影響が出るとの懸念が示されていた。一方で現行の国民年金システム標準仕様書では他システムから連携するのではなく本人の申立書等により確認した人数を登録する運用を原則とし、データ連携取得が考慮されていなかった。昨年度実施したヒアリング調査では、5つの市区町村のうち4つの市区町村が税システムからの情報連携により件数を確認しており、ベンダー6社中4社が税システムからの連携開発を行っている実態が判明した。さらにシステム間連携データ項目である被扶養者宛名番号をキーとし、住民記録システムの住民情報グループにある生年月日を参照することで 16 歳以上 19 歳未満の年齢を判定しシステム側で扶養親族数を算出可能であることがベンダーへのヒアリングにより確認された。これを踏まえ本会議では、機能 ID:0260026 の機能要件の理由欄へシステム連携を前提とした算出方法を追記する修正案について確認をお願い申し上げる。(事務局)

- 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族数を登録、修正、削除、照会できる標準オプション機能である機能 ID:0260026 の具体的な仕様書改定案について説明する。

既存の要件の考え方・理由欄では、他システムから連携するのではなく書類等または本人の

申立書により確認した人数を登録すると記載され、システム間連携を考慮しない表記となっていた。改定案では本人の申立書により確認した人数を登録する規定を残しつつ、連携するのではなくという文言を削除した上で個人住民税システムおよび住民記録システムとの連携により自動算出する場合のデータ要件を追記している。具体的には地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書の基本データリストにある被扶養者宛名番号をもとに、住民情報グループの氏名および生年月日を用いて被扶養者の年齢を割り出し、16歳以上19歳未満の扶養親族数を算出するロジックを明文化した。自治体に対してはこの改定による免除審査実務への支障の有無について確認をお願い申し上げる。ベンダーに対しては明記された算出ロジックでの実装を進める上でのシステムアーキテクチャ上の懸念点について意見を伺う予定である。(事務局)

- 本日お示した4つの仕様変更案について、1つ目の項目であるNo. 1 老齢基礎年金への子に係る加算の創設に伴う制度改正の背景および対応事項についてから、内容の妥当性を確認したため、構成員の皆様からのご意見やご質問を順番に伺いたい。(事務局)
- 提示された案で問題ない。(構成員)
- 提示された改定案に異論はないが、適合基準日が令和10年4月1日とされている点について、今後のシステム開発や運用準備のスケジュールが間に合うのかどうか懸念がある。  
(構成員)
- 現在運用している標準仕様システムでは、障害基礎年金の裁定受付入力をする際に対象の子がいる場合に入力できる仕様となっている。今回の改定はそれと同様の機能を老齢基礎年金の受付時にも準用および開放する形になると認識しており、事務局案の通りで問題ない。  
(構成員)
- 提示された内容で問題ない。予算については懸念がある。(構成員)
- 事務局案で問題ない。(構成員)
- 自治体の予算要求手法についての確認であるが、仮に当初予算において改定対応に係る予算を計上し得なかった場合であっても、年度途中の補正予算等により対応を図る運用手法は考えられないか伺いたい。(年金局)
- 補正予算による対応自体は不可能なわけではないが、予算編成の原則としてはあくまで当初予算で計上すべきものであり、最初から補正予算での対応を前提とすることには問題があるため配慮を求めたい。(構成員)
- 本件は制度改正に伴う案件であるため、令和10年4月1日の施行日に向けて各自治体において必要な予算を確保していただく形になると考える。また、制度改正に伴う自治体のシステム開発経費の補助については、これまでと同様の対応を予定している。(年金局)
- 機能要件の内容については概ね賛同が得られた。適合基準日については一旦提示した内容で仕様化に向けた検討を進めることとするが、今後新たに適合基準日を設定する際には、自治体における予算確保の状況に配慮する必要がある点を念頭に置いて対応したい。(事務局)
- No. 8 国民年金保険料の免除等制度におけるひとり親控除額の引き上げに伴う仕様変更案について説明する。本件は機能要件自体の変更を行わず要件の考え方・理由欄を追記し、実装必須機能の適合基準日を変更する改定となっている。補足として、機能要件自体に変更はないものの改修が発生する場合に要件の考え方や適合基準日を見直すという手法は、デジタル庁から示されているガイドラインに沿って修正を行うものである。本仕様変更案について構成員からの意見を伺いたい。(事務局)

- 現行システムと同様にパラメータ的な金額変更の対応になると認識しており、提示された案でよいと考える。(構成員)
- 事務局案で問題ない。(構成員)
- 事務局案で問題ない。(構成員)
- 事務局案で問題ない。(構成員)
- 事務局案で問題ない。(構成員)
- 本件についてもベンダーからの意見を確認した上で、仕様化に向けた対応を進めることとする。(事務局)
- No. 2 「被保険者・受給者情報」機能の拡充(年金相談)の被保険者・受給者情報管理機能の拡充について説明する。本件は標準オプション機能として新規追加するものであり、厚生労働省の窓口相談対応票に合わせて管理項目を詳細に設定している。設定した管理項目についての適否や過不足の観点、および集計機能を定めない想定としている点を含め、仕様案に対する構成員からの意見を伺いたい。(事務局)
- 一部細かすぎる部分もあると感じるが、ほぼ全ての項目がカバーされており、標準オプション機能としてぜひ追加してほしい。(構成員)
- 事務局案で問題ない。(構成員)
- 現在、紙の独自相談カードで管理している実態に照らすと、提案された項目のうち手帳等の等級については身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の3種類があるため手帳の種別も記載できる方がよい。また自治体の相談カードでは障害年金相談に来たきっかけ(障害福祉課からの案内等)を記録し交付金等の件数計上に活用している事例もあるため、参考として共有する。(構成員)
- 管理項目として必要な情報は網羅されていると考えるが、配偶者加給年金の対象者か否かという項目が障害基礎年金の窓口相談で真に必要な疑問があるため、本機能の実装にあたっては各管理項目の必要性について再確認やアンケートを実施した方がよいのではないか。(構成員)
- 指摘の配偶者加給年金の対象者か否かの項目は厚生労働省の障害基礎年金相談シートに設けられている項目である。管理項目の要否を含め、事業者へのヒアリングや全国自治体への意見照会を実施した上で、その結果を踏まえ改めて構成員と協議を進めたいが問題ないか。(事務局)
- 問題ない。(構成員)
- 提示された案でよいと考える。(構成員)
- ご提案があった手帳の種別および相談のきっかけの2点については、今回の管理項目に追加すべきか事務局内で検討の上、最終的な意見照会案に含めて整理を進めたい。(事務局)
- No. 3 標準化の「16歳以上19歳未満の扶養親族数」の確認方法について説明する。個人住民税システムおよび住民記録システムからの連携に基づき年齢を割り出す算出方法を、要件の考え方に追記する仕様変更案としている。この追記内容および変更案について構成員の意見を伺いたい。(事務局)
- 現行システムにおいても同様の仕組みで16歳以上19歳未満の対象者を把握しているため、提示された改定内容で問題ない。(構成員)
- 問題ない。(構成員)

- 現在運用しているシステムにおいても該当年代の扶養人数を把握できる仕様となっており、本改定案と同様の考え方で抽出されていると認識している。提示された案に賛成である。  
(構成員)
- 問題ない。(構成員)
- 提示された内容でよいと考える。(構成員)
- 本件についても提示した改定案の通り標準仕様書へ反映させる形で引き続き検討を進めることとする。(事務局)
- No. 8 国民年金保険料の免除等制度におけるひとり親控除額の引き上げの改定案について、資料 1 の P 9 の最終行で、適合基準日を令和 10 年 4 月 1 日とする青字の追記は理解できる。その上の黒字で記載されている令和 8 年 4 月 1 日は実装完了日という認識である。記載方法について伺いたい。(構成員)
- 本件は機能要件自体を変更せずパラメータ変更に伴い改修が発生する場合の対応として、デジタル庁から示された対応の考え方に沿って適合基準日を変更する形で提示した。具体的な修正表記の妥当性についてデジタル庁からの補足を求めたい。(事務局)
- 機能要件自体が変わらない場合は適合基準日を変更する対応となるが、今回の記載内容は求める機能そのものが変更されている可能性がある。この場合、「標準仕様書等の管理方針」に基づき従来の機能 ID とは別に新しい機能 ID を採番して令和 10 年 4 月 1 日適合とするなどの対応が考えられるため、事務局と詳細を個別調整したい。(デジタル庁)
- 承知した。(構成員)
- 資料 1 の P 11 の No. 2 「被保険者・受給者情報」機能の拡充(年金相談)について、障害基礎年金の相談記録管理に関し、集計機能を標準要件として定めない場合であっても、データを外部出力およびダウンロードする機能が実装されていれば自治体側で集計可能と考えるが、その点の仕様はどうなるか。(構成員)
- 集計機能は明示的な標準機能としては定めず、一般的な EUC 等で対応可能な範囲で対応する想定としている。それ以上の要件が必要となった場合は別途機能要件の追加を検討する。  
(事務局)
- EUC 等で対応可能とするか否かは各事業者のシステム判断に委ねられるという理解でよい  
か。(構成員)
- その認識で相違ない。(事務局)
- 承知した。(構成員)
- No. 8 国民年金保険料の免除等制度におけるひとり親控除額の引き上げの仕様変更案表記については、デジタル庁の助言を踏まえ機能要件の変更か否かを含め事務局内で整理した上で最終的な改定案を改めて提示することとし、内容自体は了承されたものとして本議題の議論を終了する。それでは議事「(2) 標準仕様書改定に向けた討議」を終了し、「(3) 今後のスケジュール及び予定」に移行する。(事務局)

### (3) 今後のスケジュール及び予定

- 資料 3 に基づき今後の全体スケジュールについて説明する。10 月に第 2 回ワーキングチームを開催し、11 月の研究会において意見照会案の議論を行った後、全国意見照会を実施する予定である。(事務局)
- 第 2 回ワーキングチームでは、本日の議論結果の振り返りや事業者からの意見の共有に加え、障害基礎年金相談記録管理等の継続検討項目、構成員ヒアリング結果、および回答結果を踏

まえた一部機能の経過措置に伴う実装区分の設定等について議論を行う予定である。  
(事務局)

### 3. 閉会

- 本日の議事全体を通した質疑等を確認したが、構成員からの追加の質問や意見はなかったため閉会のご案内をさせていただく。本日の議論結果を踏まえ、次回会議に向けた課題の検討を進める。本日の議事概要は後日事務局より構成員へ送付するため、発言内容の確認等への協力をお願い申し上げます。検討事項のとりまとめに際しても、ヒアリングにて構成員の皆様へお問い合わせやご依頼させていただくため、引き続きよろしくお願い申し上げます。  
(事務局)

以上